

豊島区立巢鴨北中学校
改築基本構想・基本計画

平成27年6月

豊島区教育委員会

目 次

第1章 学校改築に関する動向・状況	1
第2章 巣鴨北中学校の現況及び周辺状況	2
1. 学校の現況	
(1) 所在地	2
(2) 通学区	2
(3) 生徒数	3
(4) 学校施設の概要	4
2. 学校周辺の状況	6
第3章 改築の条件	7
1. 地域地区の条件	7
2. 仮校舎	7
第4章 基本構想	8
1. コンセプト	8
2. 基本方針	8
第5章 基本計画	11
1. 学校規模	11
2. 施設の構成	11
3. 施設整備計画	14
4. 配置計画	29
5. 今後のスケジュール	33

第1章 学校改築に関する動向・状況

豊島区立小・中学校は、施設の老朽化が著しく、また、教育内容や方法の多様化、情報化や環境対策等の社会情勢の変化に対応するためにも、計画的かつ効率的な学校改築が不可欠な状況となっている。

豊島区では、平成20年7月に「豊島区立小・中学校改築計画」を策定し、30年間の計画期間を前期・中期・後期の3期に分け、前期10年間（平成20年度～29年度）では具体的な改築校を決定した。さらに、平成26年3月には同計画を改訂（第一次）し、順次、学校改築に着手している（下表【豊島区立小・中学校改築計画（第一次改訂）の前期計画】参照）。

巣鴨北中学校は、前期計画の最後の学校として、平成27年度に基本設計、平成28年度に実施設計、平成29年度から解体・建設開始、平成31年度に新校舎開校（2学期開校）というスケジュールで改築を進める。

改築にあたり、地域や保護者の方等と協働して学校づくりを行うため、平成26年6月には「巣鴨北中学校の建替え等を考える会（以下、考える会）」が設立され、検討・協議が行われてきた。そして、平成27年5月には、建て替えに対する様々な思いをまとめた『巣鴨北中学校建替えに関する提言書』が豊島区に提出された。

この『豊島区立巣鴨北中学校改築基本構想・基本計画』は、考える会からの提言等を踏まえ、巣鴨北中学校改築の基本的な方針を示すものである。

【豊島区立小・中学校改築計画（第一次改訂）の前期計画】

平成27年6月現在

No.	学校名	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019
1	西池袋中	基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)									
2	目白小			基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)							
3	池袋第三小					基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)					
4	校舎 併設型 小中 連携校	(池袋中校地)				基本・実施設計				校庭 工事	校庭竣工		
	(池袋第二小校地)						工事 (防災ひろば敷地含む)			中学校竣工			
	(文成小校地)						池袋本町小 開校 (仮校舎：旧文成小)			小学校竣工			
5	巣鴨北中								基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧朝日中)		
	仮校舎[旧真和中]	設計	工事	西池袋中仮校舎		目白小仮校舎		池袋第三小仮校舎		にしすがも創造舎 心障センター		—	

第2章 巣鴨北中学校の現況及び周辺状況

1. 学校の現況

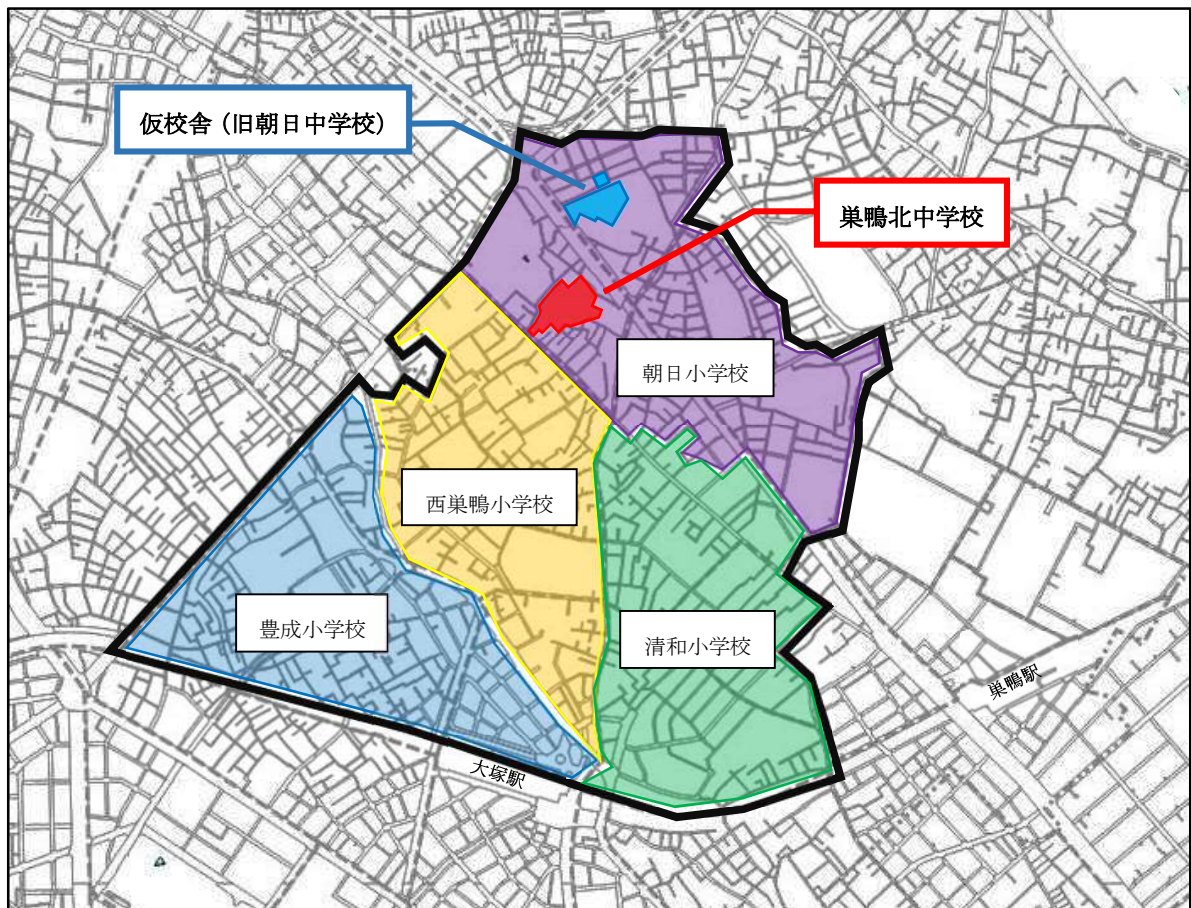
(1) 所在地

豊島区西巣鴨3-17-1

(2) 通学区域

巣鴨北中学校	清和小学校	巣鴨3丁目5番～18番、巣鴨4丁目1番～26番、28番1号～8号、17号～21号、29番1号～7号、20号の一部、21号、22号、32番1号～4号、5号の一部、17号～20号、33番、北大塚1丁目全域
	西巣鴨小学校	西巣鴨1丁目1番～3番、15番～38番、西巣鴨2丁目全域、北大塚2丁目21番～34番
	豊成小学校	西巣鴨1丁目4番～14番、北大塚2丁目1番～20番、北大塚3丁目全域、上池袋1丁目全域
	朝日小学校	巣鴨4丁目27番、28番9号～16号、29番8号～19号、20号の一部、30番、31番、32番5号の一部、6号～16号、34番～44番、巣鴨5丁目全域、西巣鴨3丁目全域、西巣鴨4丁目全域

【通学区域図】



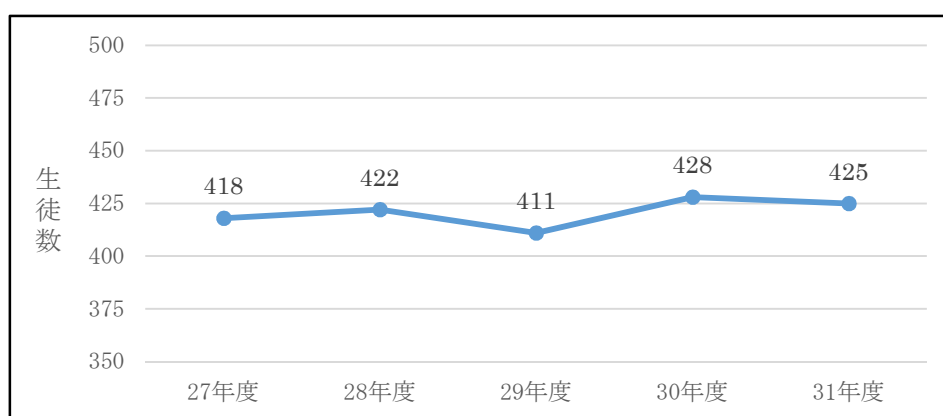
(3) 生徒数

① 生徒数・学級数（平成 27 年 6 月 1 日現在）

学年	1 年	2 年	3 年	合計
生徒数	114	139	165	418
学級数	4	4	5	13
特別支援(固定) 生徒数	2	5	1	8
学級数	—	—	—	1

② 推計（1 年生 35 人学級、その他 40 人学級で試算）

年度	生徒数				学級数計
	1 年	2 年	3 年	計	
H27	114	139	165	418	13
H28	150	131	141	422	13
H29	129	151	131	411	12
H30	147	130	151	428	12
H31	146	148	131	425	12



※ 平成 27 年度は 6 月 1 日現在の実数、平成 28 年度以降は「平成 26 年度東京都推計」による推計値。

※ 推計値は隣接校選択制等の要素を加味していない。

(4) 学校施設の概要

① 敷地

面積	13,021 m ² (運動場 : 6,017 m ²)
接道状況	南 9m、西・北 4m (区道)

② 建物

	校 舎	体育館
構 造	R C (鉄筋コンクリート) 造、一部 S (鉄骨) 造、 W (木) 造 4階建て	R C 及び S (鉄骨) 造
延床面積	6,068 m ²	1,148 m ²
建設年度	昭和 32(1957)年度、昭和 33(1958)年度 昭和 34(1959)年度、昭和 37(1962)年度	昭和 50(1975)年度、 昭和 61(1986)年度

③ 教室数等

普通教室等	普通教室 13	少人数学習室 1	
特別支援諸室	特別支援学級教室 (固定) 2	特別支援教室 1	
特別教室等	理科室 2	音楽室 2	美術室 1
	技術室 (金工室) 1	技術室 (木工室) 1	家庭科調理室 1
	家庭科被服室 1	コンピュータ室 1	ランチルーム 1
	生徒会室 1	相談室 2	生徒更衣室 1
	生徒更衣室 (プール) 2		
管理諸室等	校長室 1	職員室 1	事務室 1
	主事室 1	会議室 2	放送室 1
	印刷室 1	保健室 1	PTA 室 1
	職員更衣室 1	倉庫・物品庫等 3	

④ プール

構 造	R C (鉄筋コンクリート) 造
面 積	275 m ² (25m×11m)
建設年度	昭和 56(1981)年度

【現況平面図】



2. 学校周辺の状況

巢鴨北中学校は、都営三田線「西巢鴨駅」から南方向へ約400m、都電荒川線「新庚申塚駅」から西方向へ約100mの場所に位置しており、東側には白山通り（中山道）、西側には明治通りがあり、交通の便が良い地域である。

また、商店街や大正大学と隣接しており、通行人や地域住民の目が注がれる環境にあり、周辺には静かで良好な住宅地もある。

しかし、木造建物が密集している地域には、道路が未整備（幅員4m未満）の箇所があり、防災面の課題も残されている。

【位置図】



第3章 改築の条件

1. 地域地区の条件



用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域

防火地域：準防火地域、防火地域

高度地区：第3種高度地区 ※北側一部制限無し

日影規制：4時間－2.5時間（測定面の高さ：4.0m） ※北側及び南側一部制限無し

道路斜線：1：1.25（住居系用途地域）、1：1.5（商業系用途地域）

建ぺい率 / 容積率：60%・80% / 300%・400%・500%

2. 仮校舎

巣鴨北中学校改築時には、旧朝日中学校（豊島区西巣鴨4-9-1）を仮校舎として使用する。仮校舎の位置は、巣鴨北中学校から白山通りを挟んだ北側、約350mの位置である。

使用期間は、平成31年7月までの予定である。

【右図：巣鴨北中学校と仮校舎の位置関係】



第4章 基本構想

巢鴨北中学校改築基本構想は、「巢鴨北中学校の建替え等を考える会」からの提言のとおり、コンセプトと4つの基本方針で構成している。

1. コンセプト

笑顔が溢れる「学びの場」 地域とつながる「巢鴨北中」

- 学校が新たに建て替わっても、「学びの場」としての機能は第一に考えたい。また、これまで育んできた学校と地域のつながりが、さらに一歩進んだ関係になる学校づくりを目指す。その上で、いざという時の拠り所となる、地域の中心施設として、安心を与え、世代を超えて愛される学校づくりを行う。
- 巢鴨北中学校は、商店街や大正大学に隣接しており、常に地域から温かく見守られ、学校内でも地域でも、自然とあいさつや笑顔が交わり合う学校である。地域と学校のつながりを大切にしたい校風は、「巢鴨北中らしさ」として大切にしたい。

2. 基本方針

(1) 「学びの場」を第一とした学校

① 情報化社会に対応した学習環境

- ・時代とともに進歩する学習内容や学習形態に柔軟に対応できるようなICT環境を整備する。
- ・学校図書館を校舎の中心に配置し、タブレット端末等ICT環境を整え、図書閲覧や調べ学習・発表ができる「学習情報センター」を整備する。
- ・日当たりのよい教室をはじめ、リフレッシュ・交流の場としての空間づくりも工夫し、生徒たちが快適に学習でき、教職員の職場環境としても過ごしやすい環境を整備する。

② 授業や部活動が伸び伸びとできる広い校庭

- ・巢鴨北中学校は、豊島区内の公立中学校の中で最も校庭面積が広く、体育系の部活動が盛んな学校である。引き続き、体育の授業や部活動が伸び伸びとできるよう、運動がしやすい校庭の形状や設備面にも配慮し、「学びの場」としての校庭を整備する。

③ 自然を身近に感じる環境教育の場

- ・環境負荷の低減や自然との共生に配慮した学校施設として整備し、生徒たちの環境教育の場としての機能を果たす。
- ・敷地内の緑化の推進（既存樹木、新植樹木、屋上緑化、壁面緑化等）、自然の風を感じる仕

組み、太陽光パネル、自然エネルギーの活用など、エコスクールとして整備する。

(2) 巣鴨北中らしさを活かした学校

① 学校のシンボル、笑顔行き交う「れんが通り」

- ・校門からまっすぐ校舎に向かうれんが通りは、校歌の歌詞になっていることから分かるように、巣鴨北中学校のシンボルである。学校の教育環境、学校としての機能を第一に考えながらも、地域開放や防災利用の視点に配慮し、現在の位置にこだわらず、最も効果的な場所に整備する。
- ・「雨の日は滑りやすく危険」という声もあるため、歩きやすさ、材質、ユニバーサルデザインの視点にも配慮する。

② にぎわいを生み、交流の場となる広い校庭

- ・校庭はスポーツ開放（野球・サッカー等）の場として地域からもよく利用されており、今後も多くの人が校庭を利用すると考えられる。スポーツ開放を通して、学校と地域、あるいは地域の方々が交流できる場となっているため、今後も地域開放等が継続して行えるよう、広く、安全性にも配慮した校庭を整備する。

③ 四季の移り変わりや彩り、伝統を感じる学校

- ・巣鴨北中学校には、れんが通りの両脇の花壇、正門入口の芝生広場、豊島区発祥のソメイヨシノなど、みどりが溢れており、生徒たちはもちろんのこと、保護者や地域からも「気持ち安らぐ」「四季を感じることができる」といった意見がある。建て替え後も、四季や豊島区の伝統を肌で感じることができるよう、自然環境を整備する。

(3) 地域とつながる学校

① 地域のまちづくりに貢献する地域開放施設

- ・巣鴨北中学校周辺は、町会、商店会の活動も盛んで、大正大学も隣接していることから、学校と地域のつながりを大切にしている地域である。学校施設の管理・運営に支障がないよう十分に配慮しながら、地域開放施設の充実を図る。
- ・校庭や体育館などのスポーツ施設開放の他、町会・商店会等の活動、地域のまちづくり活動でも使用できる地域開放施設を整備する。
- ・体育館やその他学校内の地域開放施設については、誰もが利用しやすいように多目的に活用できる機能を検討する。

② 学校施設・地域開放施設としての安全性・利便性に配慮した建物配置

- ・地域開放施設として、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使いやすい施設にするとともに、利便性を高めた配置とする。

- ・夜間・休日の施設開放の在り方について、安全管理・セキュリティ面に配慮し、多様な管理体制に対応できるように整備する。

③ 周辺地域への影響や調和

- ・日影や土ぼこりなど、地域に対する負荷を軽減する。
- ・敷地外周には、樹木・歩道状空地を活用し、周辺地域と調和の取れた施設を整備する。
- ・歩道状空地、まちかど広場を設けるなど、敷地の一部を地域の方も利用できるようにする。

(4) 地域の防災拠点としての学校

① 災害用設備の充実

- ・巣鴨北中学校は救援センターに位置付けられていることから、防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫、非常用発電設備、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸の設置、プールの水利用など、災害時に活用できる設備を整備する。
- ・大正大学と隣接していることから、物資面で協力し合えるよう、防災備蓄倉庫等を大正大学と連携しやすい位置に配置するなどの工夫をする。

② 避難通路の確保

- ・校門等の出入口は、災害時に避難者や緊急車両が出入りしやすいよう、幅を広くするなど工夫をし、災害時の周辺住民等の避難経路を確保する。
- ・災害時に巣鴨北中学校と大正大学を行き来しやすいよう、門や校舎の配置を工夫する。

③ 避難生活に対応できる機能の確保

- ・救援センターには様々な方が避難し、一定期間避難生活を送ることが考えられる。多様な利用者に配慮し、避難生活の居住性を確保できるよう、体育館の機能やトイレの配置など、ユニバーサルデザインの視点に立ち整備する。

第5章 基本計画

基本構想に基づき、巣鴨北中学校改築の基本計画を次のとおりとする。

1. 学校規模

生徒数の推計、隣接校選択制等を考慮して、最大見込み生徒数 450 人（普通学級 15 学級）、特別支援学級（固定）2 学級、特別支援学級（通級）1 学級を見込む。特別支援教室については 1 室設置する。

さらに、将来的な学級数増加を考慮し、普通教室に転用できる学習関係室を確保する。

また、建物延床面積は校舎・体育施設を含め、8,000 m²未満とする。

2. 施設の構成

学校教育上、学校運営上必要な施設、また、防災施設、地域開放施設等を整備する。

(1) 校舎

※床面積は普通教室の規模を 64 m²（8m×8m）とした場合の数値。

区分	室名・スペース等	室数	1室規模	床面積 (m ²)	備考	
普通教室	普通教室	15 室	1 教室	960		
	少人数学習室	3 室	1 教室	192	普通教室周辺に整備	
	多目的スペース				普通教室周辺に整備	
特別支援諸室	固定	特別支援学級教室	2 室	1 教室	128	
		作業室・調理室	1 室	1 教室	64	
		職員室	1 室	0.5 教室	32	
		生徒更衣室	2 室	0.25 教室	32	
	通級	特別支援学級教室	1 室	1.5 教室	96	プレイルーム
		個別学習室	1 室	0.5 教室	32	
			2 室	0.25 教室	32	
		職員室	1 室	0.5 教室	32	
		相談室	1 室	0.2 教室	13	
		教材倉庫	1 室	0.15 教室	10	
シャワー室・脱衣室	1 室	0.15 教室	10			
保護者控室	1 室	0.25 教室	16			
	特別支援教室	1 室	0.5 教室	32		

特別教室等	理科室	2室	1.5教室	192	
	理科準備室	1室	0.5教室	32	
	音楽室	2室	1.5教室	192	
	音楽準備室	1室	0.5教室	32	
	楽器庫	1室	0.5教室	32	
	美術室	1室	2教室	128	
	美術準備室	1室	0.5教室	32	
	工作機械室	1室	1教室	64	
	技術室	1室	1.5教室	96	
	技術準備室	1室	0.5教室	32	
	家庭科室（調理）	1室	1.5教室	96	
	家庭科室（被服）	1室	1.5教室	96	
	家庭科準備室	1室	0.5教室	32	
	学習情報センター ¹ （図書閲覧及びタブレットを活用した 調べ学習・発表が行えるよう整備）		4.25教室	272	司書室含む
	ランチルーム（多目的室）	1室	2教室	128	
	和室	1室	1教室	64	
	生徒会室	1室	0.5教室	32	
	教育相談室	1室	0.5教室	32	
	進路指導室	1室	0.5教室	32	
	生徒更衣室	2室	0.5教室	64	
生徒更衣室（プール）	2室	0.5教室	64		
管理諸室等	校長室	1室	0.5教室	32	
	職員室（休憩室含む）	1室	2.5教室	160	
	事務室（事務倉庫含む）	1室	1教室	64	
	主事室（作業スペース含む）	1室	0.75教室	48	
	会議室	3室	0.5教室	96	
	放送室	1室	0.3教室	19	
	印刷室	1室	0.5教室	32	
	保健室	1室	1教室	64	
	P T A室	1室	0.5教室	32	

¹ 学習情報センター

学校図書館は、「読書センター」と「学習情報センター」という2つの機能を持ち、生徒の主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する等、学校教育の中核的な役割を果たす。

	職員更衣室	2室	0.25教室	32	
	倉庫・教材室等	3室	0.5教室	96	
	廃棄物置き場	1室	0.25教室	16	
給食関係室	給食調理室	1室	4教室	256	
	調理員休憩室	1室	0.5教室	32	
地域開放関係	更衣・シャワー室	2室	0.5教室	64	
	地域開放用器具庫	2室	0.5教室	64	
防災関係	防災備蓄倉庫	1室	1教室	64	
	防災資器材格納庫	1室	0.5教室	32	
	地域防災組織倉庫	1室	0.5教室	32	
共用部	昇降口・エントランス				
	トイレ				
	手洗い場・洗口所				
	廊下				
	昇降機	1基			
	共用部計				2,000 m ²

延床面積： 6,692 m²

(2) 体育施設

区分	室名・スペース等	室数	1室規模	床面積 (m ²)	備考
体育施設	体育館（舞台常設）			900 m ² 程度	
	武道場			250 m ² 程度	
	プール				6コース（最深1.4m、最浅1.2m）
	プール倉庫	1室	0.25教室	16 m ²	
	運動場				
	屋外倉庫	1室	1教室	64 m ²	

延床面積： 約1,230 m²

延床面積合計： 校舎 + 体育施設 = 7,922 m²

3. 施設整備計画

(1) 全体計画

① 雰囲気・デザインイメージ等

- ・これまでの学校の良いところや雰囲気を継承する。
- ・統合前の大塚中と朝日中の歴史を継承する。
- ・校舎内は、明るく温かみがあり、懐かしさを感じる雰囲気にする。
- ・生徒や教職員のリフレッシュ・交流の場としてのスペースも整備する。
- ・死角の無い、できるだけシンプルなつくりとし、生徒たちの様子を地域の方々が見守ることができるようにする。
- ・周辺地域への影響（日影や土ぼこり、建物の圧迫感）に配慮した配置とし、調和の取れた施設にする。
- ・採光や通風、冷暖房設備の充実等、学校施設の環境を整備する。

② 照明

- ・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を設置する。
- ・普通教室・特別教室等には黒板灯を設置する。
- ・運動を行う室・空間の照明設備は破損防止措置を講じる。
- ・照明交換を学校の職員等が容易にできるように配慮する。
- ・夜間の来校者等を確認できるようにするため、門から昇降口等までの動線に夜間照明を設置する。
- ・防犯を目的として、校地周辺部、建物周囲等に夜間照明を設置する。
- ・外構部には、環境教育に配慮し、ソーラーパネル付の外灯の設置を検討する。

③ 電力

- ・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を設置する。
- ・電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記する。
- ・安全性を考慮し、漏電遮断機を設置する。

④ 情報化対応

- ・普通教室等には、電子黒板機能付き短焦点プロジェクター及びタブレット端末を設置する。
- ・無線 LAN の設置等 ICT 環境を整え、タブレット端末や電子黒板、デジタル教材の有効活用を推進するとともに、活用状況を踏まえ、全ての学習領域で活用できる環境整備を行う。
- ・学校図書館を校舎の中心に配置し、タブレット端末等 ICT 環境を整え、図書閲覧や調べ学習・発表ができる「学習情報センター」を整備する。
- ・校内電話、インターホン、校内に設置される LAN（学習 LAN・校務 LAN・庁内 LAN）等の設備は、回線網を適切に確保（電話・LAN ジャックを設置）し、利用目的に応じたシステムを

計画する。

- ・現状の学習 LAN・校務 LAN・庁内 LAN 及び電源、LAN 配線場所、ネットワーク機器設置場所、情報漏洩対策等に配慮した計画とする。
- ・準備室等の教職員のみが使用する教育 LAN は有線で整備する。
- ・教職員が使用する校務 LAN は有線で整備する。

⑤ 給排水

- ・水飲栓は直結方式とする。
- ・耐震に配慮した給排水管とする。

⑥ 空調

- ・原則、居室に空調設備を設置する。また、各室個別の空調、換気設備（全熱交換ユニット）とする。
- ・体育館には、災害時の避難場所となることを考慮し、冷暖房設備を設置する。
- ・設置する各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、空調・換気の容量、方式、位置、数等を計画する。
- ・メンテナンス、ランニングコストを考慮する。

⑦ 省エネルギー、環境配慮（エコスクール化の推進）

- ・環境負荷の低減や自然との共生に配慮し、生徒たちの環境教育の場としての機能（太陽光発電等再生可能エネルギー、LED 等省エネルギー、雨水利用、屋上緑化・壁面緑化等）を整備する（エコスクール）。
- ・周辺地域との調和に配慮した緑化計画とする。その際、既存樹木、新植樹木、屋上緑化、壁面緑化等、敷地内の緑化の推進を図る。
- ・トイレ洗浄水等に雨水を利用できる設備を設置する。
- ・温室効果ガスの排出量を削減するために、断熱化や日射遮蔽等、建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房設備等の効率化、自然採光や通風等の確保による省エネルギー化を図る。
- ・現在の自然環境や雰囲気を継承する。
- ・近隣への落葉の影響に配慮しつつ、樹種を選定する。
- ・樹木を伐採した際は、その樹木の再利用を検討する。
- ・既存樹木は工事や安全面等に支障が無い限り存置もしくは移植により保存する。
- ・その他については、「豊島区役所環境配慮ガイドライン」を遵守する。

⑧ ユニバーサルデザイン

- ・生徒、教職員、地域開放利用者、来校者及び災害時避難者等の多様な利用者を考慮し、出入口、スロープ、階段、トイレ等はユニバーサルデザインに配慮する。

⑨ 交流・コミュニケーション

【地域との交流】

- ・生徒・教職員・保護者と地域住民等が交流・相談できる場所を整備する。
- ・地域の歴史や伝統文化に触れ、学ぶことができる場所を整備する。

【周辺小学校児童との交流】

- ・巣鴨北中学校学区の小学校（清和小学校・西巣鴨小学校・豊成小学校・朝日小学校）児童との連携・交流に配慮し、多目的スペース等、児童・生徒が集まれる場所を整備する。

⑩ 地域開放

- ・開放施設は、体育館、武道場、図書室、多目的室（ランチルーム）、会議室を想定するほか、多目的な地域スペースの設置を検討する。
- ・学校施設に支障がないように十分配慮しながら、地域開放スペースを整備する。
- ・周辺の町会・商店会の活動、あるいは地域のまちづくり活動に貢献できる地域開放施設を学校施設内に整備する。
- ・地域からアクセスしやすい場所に開放施設を配置する。
- ・学校の立場としての安全管理、セキュリティ面に十分配慮した施設とする。
- ・出入口を分けるなど、学校施設と地域開放施設のゾーン分けや管理上の区分けを工夫する。
- ・夜間・休日開放の在り方と、それに応じたルールづくりや状況に応じた管理方法を十分に検討する。
- ・体育館やその他学校内の地域開放施設については、誰もが利用しやすいよう、多目的に活用できる機能（例：音響設備等の充実など）とし、災害時にも対応可能な設備に整備する。
- ・開放部分が独立して運用できるよう計画する。
- ・地域開放用器具庫、地域開放用トイレ、地域開放用更衣室・シャワー室を設置する。
- ・地域開放用器具庫は、校庭に面する位置（屋外用）及び体育館等の地域開放施設に近接（屋内用）して設置する。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、同時利用する人数等を考慮し、ロッカーを設置する。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、二重カーテンの設置等で、廊下から中の様子が見えないようにする。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、通報設備等の非常時対応を考慮した設備とする。
- ・開放部分は障害者も含め、幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるように配慮する。
- ・開放管理員は主事室を利用する。
- ・投票所としての利用に配慮する。

⑪ 防災・災害時

- ・災害時は救援センターとしての機能を十分に発揮できる施設として整備する。
- ・防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫、非常用発電設備、かまどベンチ、災害用マンホールトイレ、雨水流出抑制槽、防災井戸の設置、また、プールの水を災害時に活用できる設備とす

る。

- ・物資面での協力を考慮し、防災備蓄倉庫等を大正大学と連携しやすい位置に配置するなどの工夫をする。
- ・マンホールトイレは校庭のトラックにかからないように整備する。地下部分は貯水式の配管とし、下流には止水弁を設ける。マンホール部分の形状は長方形のものとし、蓋をあけるとそのまま和式トイレとして使用できるものとする。マンホール間のピッチは2 m以上とする。
- ・校門等の出入口は、災害時に避難者や緊急車両が出入りしやすいよう、幅を広めにするなどの工夫をする。
- ・避難者の受入れ機能や支援・救援物資の運搬スペース等、効率的に機能分担できるように検討する。
- ・多様な利用者に配慮して避難生活時の居住性を維持できるよう、体育館の機能やトイレの配置など、福祉やユニバーサルデザインの視点に立った整備を図る。
- ・周辺住民等の避難経路を確保する（例えば、敷地外周部に歩道上空地やまちかど広場を整備することで、非常時は避難通路とし、どこからでも避難しやすい空間として整備する）。
- ・敷地周辺部には火災に強い樹木を植栽し、防火林として整備する。
- ・道路側から入れる町会用防災倉庫を設置するなど、地域防災組織との連携に配慮する。
- ・防火シャッターについては、生徒等に対する危害防止対策を十分に講じる。
- ・ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を適宜設置する。
- ・各法令に基づいた防災施設・設備とする。
- ・非常電源設備は、災害時の使用を想定した場所の照明および、無線機、パソコン、プリンター、携帯電話の電源を想定する。
- ・屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン、1文字4 m角）として学校名等を施す。
- ・防災行政無線のアンテナを屋上に設置し、主事室に無線機を設置する。
- ・災害時、避難者に情報提供ができる施設とする。

⑫ 防犯

- ・校門等出入口にカメラ付インターホン、オートロック等を設置し、職員室・事務室・主事室等から来校者を確認し、開錠できるようにする。
- ・校門等に防犯カメラを設置し、職員室にモニターを設置する。
- ・防犯カメラの設置については、見通しが困難な場所や死角となる場所等、状況を把握する。
- ・防犯カメラには、原則として記録装置を接続するものとし、カメラの映像を7日間保存する。
- ・普通教室・特別教室等には非常通報装置付インターホンを設置し、親機を職員室、主事室等に設置する。
- ・非常用通報装置（学校110番）を職員室、主事室等に設置する。
- ・普通教室・特別教室等の窓・出入口は外部から教職員等の視線ができるだけ行き届くようにし、出入口は教室内から緊急時に施錠できるようにする。

- ・出入口、各室等の施錠を効率よく行うことができるよう配慮する。
- ・^{いしろう} 囲障については、視線が通り、死角を作らないフェンス等を採用する。
- ・校舎内や周囲からの見通しを確保し、来校者や人の行動をよく確認できるようにする。
- ・門や敷地境界、建物周囲等の適切な位置に夜間照明を設置する。その際は、近隣の住宅への影響等にも配慮する。
- ・非常時の放送は、校内全域にわたって、情報が伝達できるように配慮する。

⑬ 安全

- ・窓の開閉ストッパーの標準設置、面格子の設置、バルコニーの設置等、転落防止策を講じる。
- ・採光のための天窓を設置する場合は、転落防止策を講じる。
- ・ガラスは学校用強化ガラスを用いる。特に、体育館の窓ガラスは飛散防止に十分配慮する。
- ・外部に面したサッシュは身を乗り出せない構造のものとする。

⑭ 駐輪・駐車

- ・給食搬入車両・物品搬入車両・一般車両の駐車スペースを確保する（物品搬入車両・一般車両あわせて3～5台程度）。
- ・適切な容量の屋根付駐輪場（通勤用・来校者用）を確保する。
- ・通常使用される規模の駐輪場の整備に加え、イベント時には臨時に駐輪できるスペースを確保する。

⑮ 維持管理に係る事項

- ・汚れにくい、壊れにくい、掃除がしやすい等、維持管理の容易な施設・設備とする。
- ・維持管理費を低減できる施設・設備とする。
- ・整備コストの低減化を考慮した施設・設備とする。

(2) 普通教室等

① 普通教室

- ・採光や通風、冷暖房設備の充実等、「学習の場」としての室内環境を整備する。
- ・普通教室は廊下から中の様子が見えるようにしつつ、学習の妨げにならないように整備する。
- ・仕切りのないオープン型教室や可動間仕切りを使った教室等の導入も検討する。
- ・無線 LAN 環境を整え、電子黒板機能付き短焦点プロジェクター及びタブレット端末を活用した ICT 環境を整備する。
- ・生徒数に対応した、できるだけ大きな収納スペースを確保する。
- ・十分な量の掲示物が貼れるよう、掲示板や壁面等を活用した掲示スペースを設ける。

② 少人数学習室

- ・様々な学習形態に柔軟に対応できるよう配慮する。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する（無線 LAN の設置等）。

(3) 特別支援諸室

① 特別支援学級（固定）教室

- ・特別支援学級は、適切な配置・規模・設備とし、生徒の学習や研究成果を展示・発表できるように整備する。
- ・教室の位置は、1階に専用の昇降口を設けられる位置とする。
- ・教室については、普通教室と同等の仕様とする。
- ・対象生徒の特性に配慮した、施設・設備等を設ける。
- ・特別支援学級専用のトイレ（温水洗浄便座付）を設置する。
- ・専用のシャワー設備を設置する。
- ・照明設備に破損防止の措置を講じる。
- ・教室内に流しを設置する。

② 特別支援学級（固定）職員室

- ・特別支援学級（固定）教室に近接させる。
- ・職員室と同等とする。

③ 特別支援学級（固定）作業室・調理室

- ・特別支援学級（固定）教室に近接させる。
- ・作業実習ゾーン、調理実習ゾーンに分けて構成する。

④ 特別支援学級（固定）生徒更衣室

- ・特別支援学級（固定）教室に近接させる。
- ・二重カーテン等を設置し、廊下から中の様子が見えないよう配慮する。

⑤ 特別支援学級（通級）教室

- ・対象生徒の特性に配慮した施設・設備とする。
- ・専用のトイレ・シャワー設備を設置する。
- ・適切な容量の収納スペースを確保する。
- ・運動ができる仕様とする（プレイルーム）。
- ・照明設備に破損防止の措置を講じる。
- ・専用の昇降口を設置する。
- ・教室と隣接する各個別学習室、職員室、相談室等に直接行くことができるよう配置する。

⑥ 特別支援学級（通級）個別学習室

- ・普通学級の生徒の動線と交わることなく特別支援学級（通級）教室に移動できるよう、出入口を設ける。
- ・特別支援学級（通級）教室に隣接させる。

⑦ 特別支援学級（通級）職員室

- ・普通学級の生徒の動線と交わることなく特別支援学級（通級）教室に移動できるよう、出入口を設ける。
- ・特別支援学級（通級）教室に隣接させる。

⑧ 特別支援学級（通級）相談室

- ・特別支援学級（通級）教室に隣接させる。

⑨ 特別支援学級（通級）保護者控室

- ・廊下等に腰を掛けて待機できるスペースを確保することも可とする。

⑩ 特別支援教室

- ・生徒の個別指導やクールダウン等に使用するため、施設・設備等に配慮する。

（４）特別教室等

① 理科室

- ・火気、薬品、ガスの使用に対して、特に安全を考慮した計画とする。
- ・床仕上げは、耐薬、耐熱性能を有する長尺塩ビシートとする。
- ・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保し、収納棚は、内容物の確認や分類がしやすい仕様とする。
- ・特殊な大きさの教材（人体模型等）の収納できる棚を設置する。
- ・室内を完全に遮光できるよう配慮する。
- ・十分な掲示・展示スペースを確保する。

② 音楽室

- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・室の形状・内装材等については音響を考慮した計画とする。
- ・小音楽ホールとしても使用できるよう、室の形状・内装材等を計画する。
- ・適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- ・他室への楽器等の移動を容易とする床・出入口の形状とする。
- ・照明は必要に応じて照度を調整できるようにする。

③ 美術室

- ・ 絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する。
- ・ ドライヤーの使用等に備えて、電気容量を考慮する。
- ・ 十分な水栓、流し、水切り等を利用しやすいように設置する。
- ・ 天井にレールを設置する等、絵画を展示できるような工夫を施す。
- ・ 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- ・ 大きなものを作ることができるようなスペースを近くに整備する。

④ 工作機械室

- ・ 技術室、美術室に近接させる。
- ・ 生徒が工作機械を使用するため、隣接する教室から室内の様子が分かるようにしておく。
- ・ 工作機械等の騒音、振動等の近隣や他教室への影響に配慮する。
- ・ 工作機械等の設置スペースと生徒の作業スペースの区分を考慮して計画する。
- ・ 適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。

⑤ 技術室

- ・ 工作機械等の騒音、振動等の近隣や他教室への影響に配慮する。
- ・ 塗料、接着剤の使用を考慮し、換気量を十分に確保する。
- ・ 生徒の動作空間及び教員の机間巡視に配慮した机等の配置とする。
- ・ 適切な容量の材料・工具、作品等の保管・収納等のスペースを確保する。

⑥ 家庭科室（調理・被服）

- ・ 衛生に配慮した設備等とする。
- ・ 水やガスの使用に配慮した仕上げとする。
- ・ 十分な電気容量を確保する。
- ・ ランチルームと一体となることが可能となるよう努める。
- ・ 適切な容量の調理器具、被服用器具等の収納スペースを確保する。
- ・ 製作途中の作品の保管スペースを確保する。
- ・ 作品展示や掲示物のスペースを確保する。
- ・ 洗濯物を干すスペースを確保する（準備室でも可）。

⑦ 学習情報センター

- ・ 学校図書館を校舎の中心に配置し、無線 LAN、タブレット端末等 ICT 環境を整え、図書閲覧や調べ学習、発表ができるよう整備する。
- ・ 書架スペース、閲覧スペース、発表スペース等の区分けを考慮する。
- ・ 書架は十分な書籍数を収納出来るよう、大きさや配置、高さに配慮する。
- ・ 書架の脇等に簡易な椅子のスペースを確保する。
- ・ テラスや座敷のようにリラックス出来るスペースを確保する。

- ・情報機器の導入に対応するため、あらかじめ配線等に留意する。
- ・資料の展示・掲示スペースを確保する。
- ・十分な採光、明るさを確保するとともに、温かみのある色彩計画とする。

⑧ ランチルーム（多目的室）

- ・衛生に配慮した設備等とする。
- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・ランチルームは多目的に使うことに配慮する（無線 LAN を設置する）。
- ・照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置し、可能な限り移動させやすいように配慮する（重量・構造面）。
- ・家具・設備等については、地域開放等の幅広い利用を考慮する。

⑨ 和室

- ・和風の空間を通じて、日本の伝統・文化、礼儀作法を学ぶことができるように配慮する。
- ・使用物品を想定した収納計画とする。
- ・地域開放での利用に配慮する。

⑩ 教育相談室

- ・保健室と隣接させ、室内からも行き来ができるようにする。
- ・昇降口から見えない位置に設置する。
- ・相談内容が外部に聞こえないように、防音を考慮する。
- ・入口のドアを開けても中を見通せないよう配慮する。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置する。

⑪ 進路指導室

- ・生徒の立ち入りしやすい位置に配置するよう努める。

⑫ 生徒更衣室（プール用を含む）

- ・同時利用（2学級同時利用）する際の人数を考慮し、ロッカーを設置する。
- ・体育や運動会等の男女の更衣場所を想定し、普通教室を含めた更衣場所を検討する。
- ・プール用更衣室については、体が濡れた状態での使用を考慮する。
- ・廊下から中の様子が直接見えないよう計画する（二重カーテン等）。

(5) 管理諸室等

① 校長室

- ・校長の執務スペース、応接スペースで構成する。

- ・校長室としてふさわしい内装とする。
- ・応接や資料の保管のための家具の設置を考慮する。
- ・学校の歴史に関わる資料の保管・展示のための家具の設置を考慮する。

② 職員室

- ・事務スペース、打合せスペースで構成する。
- ・十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、各種文書、教材・教具等の保管のためのスペースを確保する。
- ・校長室への扉は、中央へ配置しないようにする。(ホワイトボードをできるだけ大きくとる)
- ・緊急時に備え、校庭にすぐに出ることのできる構造とする。
- ・校庭・出入口等への見通しがよく、校内への移動もしやすく、生徒との距離感が近いと感じられる配置にする。また、部屋の設備については、教職員の意向も踏まえて整備する。
- ・二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。

③ 事務室

- ・職員室、印刷室に近接させる。
- ・適切な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置する。

④ 主事室

- ・事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。
- ・作業スペースは十分な広さを確保し、窓を大きめにとるなど換気に配慮する。
- ・電動工具の使用を考慮し、電源を設置する。(動力電源設備は必要なし)
- ・開放管理員の使用に配慮する。

⑤ 会議室

- ・校長室に近接させる。
- ・情報機器の使用を考慮する。
- ・可動間仕切り等で会議室の大きさを変更できるようにすることも検討する。
- ・地域開放施設として施設・設備等に配慮する。

⑥ 放送室

- ・校庭を見渡すことができる位置に設置する。
- ・防音仕様とする。

⑦ 印刷室

- ・機械設置スペース、帳合等の作業スペース、用紙等保管スペースで構成する。
- ・教職員の教材作成を考慮し、職員室と近接していることが望ましい。

- ・印刷機の騒音に配慮し、防音仕様とする。

⑧ 保健室

- ・校庭等の運動施設との連絡が良く、緊急車両が乗り付けられ、行き来がしやすい配置とする。
- ・日常目に触れやすく、立ち寄りやすい位置にし、教育相談室との連携に配慮する。
- ・静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保することのできる位置に設置する。
- ・執務、休養、収納、相談のスペースで構成し、各スペースの役割と動線を考慮して計画する。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置する。
- ・外からの入口はスロープとし、手洗い・足洗い場を設置する。
- ・検診での使用を考慮し、間仕切りカーテン（透けないもの）を設置する。
- ・検診器具の洗浄や、バケツに水を入れられる程度の深さ・大きさのある流しを設置する。
- ・流しは製氷機の設置を考慮した位置とし、また、常時温水が使えるようにする。（電気式給湯器では一定程度使用するとお湯が使用できなくなる。）
- ・気分の悪い生徒の対応等のため、トイレ・流しを近接した位置に配置する。
- ・シャワーの設置を考慮する。
- ・空調設備は休養している生徒に、直接風が当たらないよう留意する。
- ・備品類に応じた、十分な容量の収納を確保する（災害用薬品等の収納スペースに留意）。

⑨ P T A室

- ・P T A（外部関係者）の利用を考慮した配置とする。
- ・冷暖房設備及びパソコンを設置できる設備（電源、配線用空配管等）を整備する。

⑩ 職員更衣室

- ・防犯面に配慮する。
- ・廊下から中の様子が直接見えないよう計画する（二重カーテン等）。

⑪ 倉庫・教材庫等

- ・保管物品の使用者や使用頻度に応じた配置を考慮する。

⑫ 廃棄物置き場

- ・廃棄物を分別して保管しやすいよう留意する。
- ・火災等に備え、熱感知機を設置する。

(6) 給食関係諸室

① 給食調理室

- ・衛生に配慮した設備等とする。
- ・食材の搬入に配慮した配置とする。
- ・床はドライ方式とし、ノンスリップ長尺塩ビシートを使用する。
- ・検収、下処理、洗浄（以上汚染区域）、調理、配膳（以上非汚染区域）のスペースで構成する。
- ・各スペースは、間仕切り壁・床の色変え等により、その区分を明確にし、各スペース間の作業動線を考慮した計画とする。
- ・調理員の動線・作業の流れを考慮し、できるだけ移動しやすい通路を確保する。
- ・手洗いは自動水栓とし、作業エリアごとに最低1ヶ所設置する。
- ・給食室入り口の手洗いは、肘まで洗えるよう、十分な大きさ・深さのものとする。
- ・十分な換気・通風を確保し、熱源の周辺の温度管理に留意して、設備・備品等を計画する。
- ・網戸は設置しない。（窓等は開けないため）
- ・極力、手の届かない範囲に埃溜りを作らないよう配慮する（天井照明は直付けにする）。
- ・配膳車を廊下から直接洗浄室に返却できるようにする。
- ・衛生面を考慮し、給食調理室のグリーストラップは、屋外に設置し、できるだけ衛生管理が容易になるよう配慮する。
- ・各階のワゴンプールは施錠できるようにする。
- ・アレルギー食対応のスペースを整備する。
- ・内部の様子が廊下等から見えるよう、配置を考慮する。
- ・文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。

② 調理員休憩室

- ・休憩室、トイレ、トイレ前室で構成する。
- ・トイレ及びトイレ前室は男女別とし、鍵を掛けることのできるようにする。
- ・トイレについては衛生面を考慮し、手を触れずに使用できる設備とする。

(7) 共用部・屋上

① 昇降口

- ・昇降口は明るく、開放的な空間とする。
- ・各昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画する。
- ・学校の状況に応じて、教職員、生徒、来校者の昇降口は兼用可とする。
- ・地域開放等、用途に応じた出入り口を整備する。
- ・校庭・校門への動線を考慮する。
- ・同時に利用する人数を考慮し、広さや配置、靴箱・傘立て等の数・配置を計画する。
- ・適切な面積・形状等とし、生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者、または車椅子利用者に支障のないようにする。
- ・屋根がついており、土足で1学年程度が集合できるようなピロティを整備する。

- ・生徒が日頃から歴史と伝統に親しめるよう、記念写真等の設置スペースを確保する。

② トイレ

- ・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- ・十分な換気量、通気性を確保し、覗き・いたずら・臭気に配慮する。
- ・廊下等から中が見渡せないようにする（ドアのない構造）。
- ・床はドライ仕様とし、水漏れ等に備え、排水口を用意する。
- ・トイレは洋式便器を基本とし、温水洗浄便座にも対応できるように便座付近に電源と上水道を確保する。
- ・男女別に適切な規模で使いやすく、メンテナンスがしやすいように整備する。
- ・校庭から直接利用でき（土足）、ユニバーサルデザインに配慮したトイレを最低1か所整備する。
- ・各階に1ヶ所以上、多機能トイレを設置するよう努める（地域開放用は必須）。
- ・生徒数・利用率に応じ、十分な便器数・手洗いの水栓の数を計画する。
- ・職員・来客用、地域開放用、生徒用をそれぞれ確保する。
- ・室内照明、手洗い水栓は、人感センサー方式とする。

③ 手洗い場・洗口所

- ・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- ・生徒・教職員・来校者・学校開放用をそれぞれ確保する。
- ・校庭・廊下に設置する手洗いは、水飲み場、洗口所としての利用を考慮する。
- ・生徒数・利用率に応じ、十分な水栓の数を計画する。
- ・十分な広さ、深さを確保する。
- ・モップ洗いの流しを設置する。
- ・「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上を図るため、洗口所を増設する。
- ・生徒数に対応した適切な数を設け、洗口所には鏡を設置する。

④ 廊下（階段）

- ・幅は全体計画の中で可能な限り広く取る。
- ・日常及び避難時の通行の場として、十分安全であるような面積、形状とする。
- ・車椅子での移動等、ユニバーサルデザインを考慮する。
- ・生徒の立ち寄りやすい位置に、コミュニケーションやリフレッシュに配慮した空間を整備する。
- ・掲示スペース、収納スペースを確保する。

⑤ 屋上

- ・生徒の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。

- ・学校での運用に配慮しながら、校舎の内外の空間の融合を検討する。
- ・太陽光パネル、屋上緑化を設置する。

(8) 体育施設及び外構

① 運動場

- ・校庭はできるだけ広くし（現在の面積と同程度）、部活動等の運動がしやすく、死角の少ない形状にする。
- ・各種競技（野球、サッカー、テニス等）の使用を考慮した広さ・形状・設備とする。
- ・近隣に対する騒音、土ぼこりに配慮する。
- ・近隣及び校舎に対する防球対策として、防球ネットを設置する（できるだけ高くする）。
- ・十分な容量の収納施設を確保する。
- ・校庭の温度上昇に配慮する。
- ・緊急車両やバス等、大型車両の乗り入れを検討する。
- ・観覧のためのスペースを設けることを検討する。

② 体育館

- ・利便性を考慮して1階に設置する。
- ・ステージ（ $24\text{m} \times 5\text{m} = 120 \text{ m}^2$ ）＋アリーナ（ $24\text{m} \times 30\text{m} = 720 \text{ m}^2$ ）＋収納スペース（ 60 m^2 ）程度を確保する。
- ・ステージは電動折り畳み式なども検討する。
- ・十分な容量の収納スペースを確保する。
- ・バスケットボール、バレーボール等の競技を考慮したスペース・天井高を確保する。（バスケットボールコート：1面（練習用2面）、バレーボールコート：2面、バドミントンコート：4面程度（練習用））
- ・競技の際に怪我のないよう、安全性を考慮する。
- ・観覧のためのスペースを確保するよう努める。
- ・体育館の放送室は、体育館・舞台を見渡せ、照明・音響を集中コントロールできるようにし、舞台から容易に行くことのできる位置に設置する。
- ・放送室やギャラリーへの移動の際、昇り降りの安全性を確保する。
- ・災害時や学校開放を考慮し、トイレ、更衣室、シャワー、備蓄倉庫を近くに配置する。
- ・災害時の避難場所となることを考慮し、冷暖房設備を設置する。
- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

③ 武道場

- ・体育館に近接して設置する。
- ・アリーナ（ $15\text{m} \times 15\text{m} = 225 \text{ m}^2$ ）～（ $16\text{m} \times 20\text{m} = 320 \text{ m}^2$ ）＋収納スペースを確保する。
- ・器具庫は、畳や器具等の種類に応じた出し入れがしやすいよう分類・保管方法に配慮する。

- ・柔道や剣道の競技を考慮したスペース、天井高を確保する。
- ・柔道や剣道の競技を考慮し、照明保護具を設置し、壁の強度を確保する。
- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・災害時の避難場所となることを考慮し、冷暖房設備を設置する。
- ・災害時や学校開放を考慮し、トイレ、更衣室、シャワー、備蓄倉庫を近くに配置する。

④ プール

- ・25m×11～12m（6コース）＝275～300㎡＋プールサイド及び収納スペース等を確保する。
- ・排水口の安全対策等、事故防止・安全性の確保を第一に考慮する。
- ・プールサイドには、生徒が並ぶスペースを確保する。
- ・プールサイドは準備体操のできるスペースを確保する。
- ・日影になる休憩スペースを確保する。
- ・必要に応じ、プールサイドの熱対策を実施する。
- ・衛生面・維持管理面等に配慮する。
- ・機械室は利用及びメンテナンスの容易な位置に設置する。
- ・腰洗い槽は整備せず、しっかりと体を洗える温水シャワー（縦方向・横方向）を整備する。
- ・飛び込み台は設置しない。
- ・利用状況に適した広さの更衣室を確保する。
- ・近隣や他教室に対する騒音の影響を考慮する。
- ・周囲の状況等に応じ、目隠しを設置する等、外部からの視線を考慮する。
- ・災害時にはプールの水利用を考慮する。

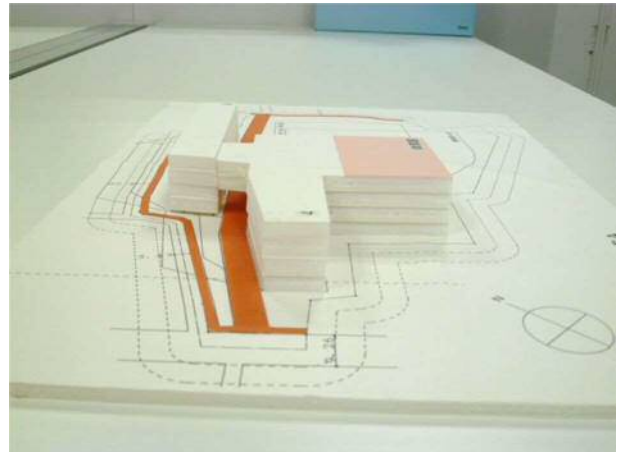
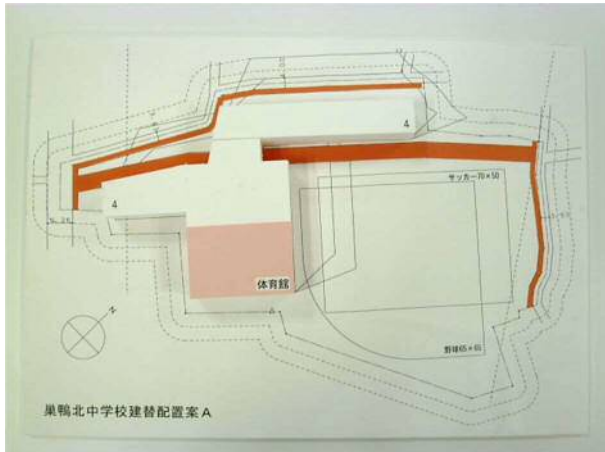
⑤ 外構

- ・生徒の作品を展示する等、地域が学校を身近に感じられるよう整備する。
- ・校舎からの見通し及び維持管理を考慮するとともに、地域交流の場となるような緑化計画とする。
- ・樹木・歩道状空地を活用し、周辺地域と調和の取れた施設とする。
- ・歩道状空地やまちかど広場を設けるなど、敷地の一部を地域の方が利用できるようにする。
- ・大雨の際の雨水を自校地内で処理できるよう検討する。

4. 配置計画

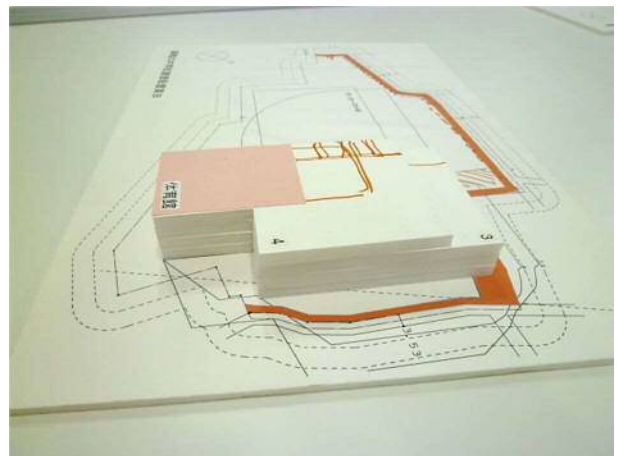
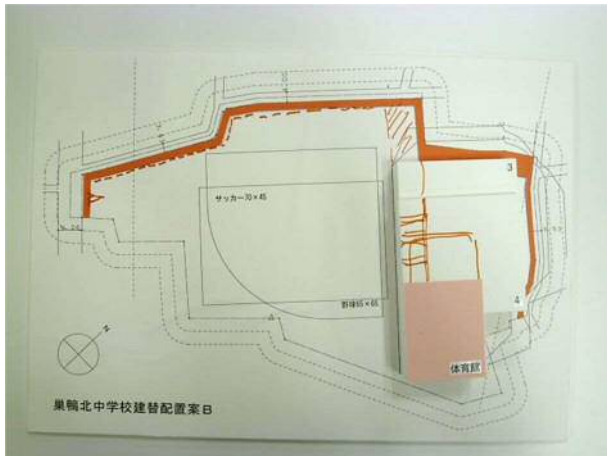
『巢鴨北中学校建替えに関する提言書』（巢鴨北中学校の建替え等を考える会）において、校舎とれんが通りの配置に重点を置き、日影など周辺地域への影響に配慮した形で、以下A～Dの4つの配置案が出された。それらを参考に、最終的なレイアウトを基本設計の中で決定する。

(1) 配置案A・・・商店街に校舎が面する案



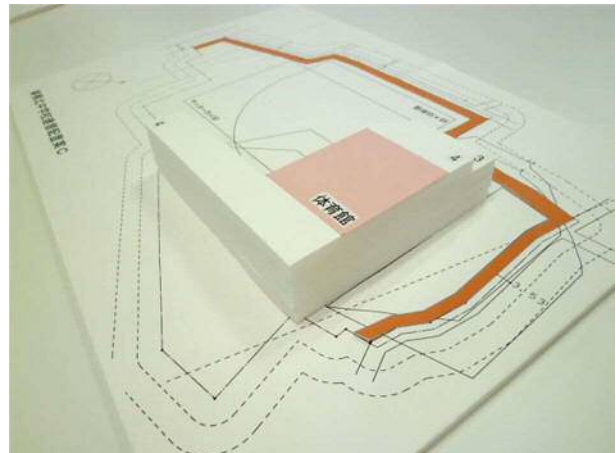
配置案の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正門付近まで校舎にする ・ 教室と体育館または特別教室を分けて配置する
	校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側に広く取ることができる ・ 災害時に広いスペースとして活用できる
	れんが通り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎の間を直線的に通す
良い点		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域開放部分が商店街に近いので、商店街と連携しやすく、賑わいに貢献できる ・ 地域開放ゾーンと学校施設ゾーンが分けられる ・ 体育館が別の出入口となるので地域開放の管理がしやすい ・ 教室の日当たりがよい ・ 近隣には日照等で一番迷惑を掛けない
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に校庭に入りにくい ・ 緊急車両のアクセスが心配（1本しかルートがない） ・ 吹き抜け部分が災害時の全ての大型車に対応できるか ・ 北側へ土ぼこりの影響が出る ・ 授業風景が外から見られない ・ 学校、教室が見渡せないので、防犯面・安全面が心配である ・ 現在の芝生広場のスペースがなくなる ・ 裏道から校庭に入れない

(2) 配置案B・・・グラウンドを広く取る案



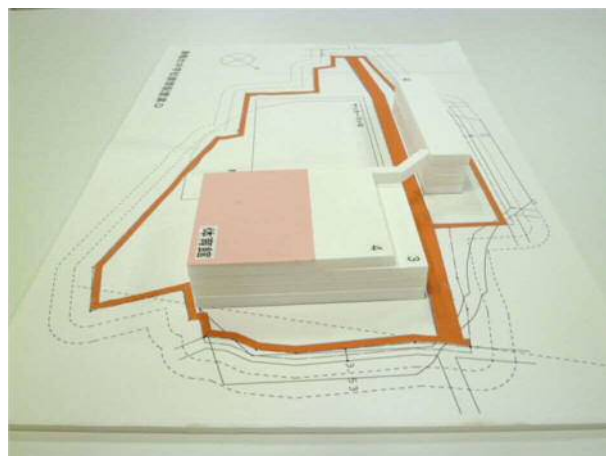
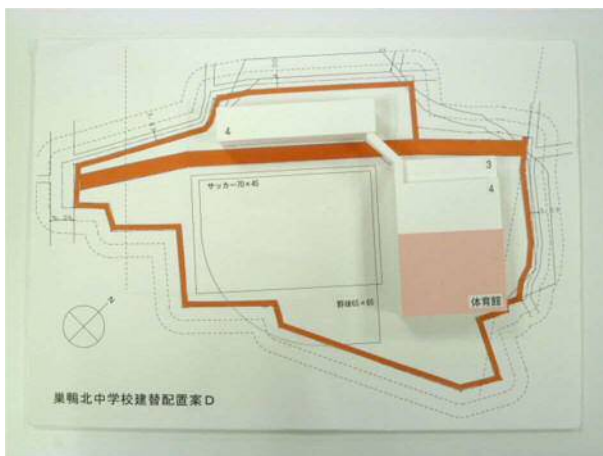
配置案の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> ・北側にコンパクトにまとめて配置する ・屋上は段状のオープンテラス
	校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・中央部分に広く取ることができる ・校庭の日当たりがよい
	れんが通り	<ul style="list-style-type: none"> ・西側の道路沿いに、地域に開放された形で通す
良い点		<ul style="list-style-type: none"> ・大きなオープンスペースを確保できる ・れんが通りを地域も利用可能 ・大正大学との避難所連携がしやすい ・学校開放等を考えた時、校舎近くに門を設けた方が管理しやすい ・街路樹・校内の緑化ができる
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・北側の住宅への影響（日影） ・給食室の音と臭いの影響 ・校庭が大正大学側に面しているので、土ぼこりなどで苦情が出る

(3) 配置案C・・・校舎を東側に配置する案



配置案の特徴	校舎	・ 東南の敷地境界に面して校舎を配置し、北側に体育館や特別教室を配置する
	校庭	・ 現在とほぼ同じ広さを取れる
	れんが通り	・ 西側の道路沿いに、地域に開放された形で通す
良い点		<ul style="list-style-type: none"> ・ 密集市街地側に壁をつくり災害時の影響を少なくできる ・ れんが通りを地域も利用可能 ・ 学校開放等を考えたとき、校舎近くに門を設けた方が管理しやすい ・ 街路樹・校内の緑化ができる
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭が狭くなる（サッカーや野球をすることを考えた場合） ・ 校庭が大正大学側に面しているため、土ぼこりなどで苦情が出る

(4) 配置案D・・・現況の配置に近い案



配置案の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> 校舎は今より前（校庭側）に出る 体育館と特別教室をコンパクトにまとめて配置する
	校庭	<ul style="list-style-type: none"> 野球場として使う場合、形状は良くなる 校庭が現状より狭くなる
	れんが通り	<ul style="list-style-type: none"> 校舎の間を直線的に通す
良い点		<ul style="list-style-type: none"> 現状に近く、慣れている配置でよい 校庭の日当たりがよい 東側にも歩道を取ることで通り抜けできる コンパクトにまとまっていて分かりやすい 地域開放の面でも使いやすい 建物内の配置によって使いやすさが変わる 北側校舎に吹き抜けが取れる
課題		<ul style="list-style-type: none"> 校庭が狭くなり、敷地に若干のデッドスペースができてしまう れんが通りの開放、地域開放とセキュリティのバランスが難しい れんが通りをこのラインに残すことで、門の位置が限定される（正門と東門） 北（北東）側に日影の影響が出る 校舎内の移動距離が長い 今ある芝生を残すと駐輪できなくなる。体育祭などの駐輪場所の確保が課題 地域開放エリアと学校エリアのセキュリティ区分 開放のルール、運用方法が課題 外周の「通路」の位置づけ、意味を明確にする必要がある 西側の校舎とれんが通りが近いため、開放した時に問題が生じる可能性がある

5. 今後のスケジュール（予定）

年月	地域説明	栄鴨北中学校 建替え工事	旧朝日中学校 仮校舎
		平成27年5月	基本構想・基本計画策定
6月		基本設計 及び 実施設計	
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成28年1月			
2月			
3月			
4月			
5月	・地域説明会（基本設計等）		
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成29年1月	・地域説明会（外構設計案）		
2月			
3月	・解体工事説明会		仮校舎へ移転 →
4月		解体工事	
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月	・建設工事説明会		
11月		建設工事	
12月			
平成30年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
平成31年1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月		新校舎開校	← 新校舎へ移転
9月			
10月			

豊島区立巢鴨北中学校
改築基本構想・基本計画

平成27年6月

豊島区教育委員会

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
豊島区教育委員会事務局 教育部 学校施設課
電話 03(4566)2789